

令和6年6月27日

請 願 ・ 陳 情 文 書 表

総務政策常任委員会

總 務 局 関 係 請 願

請願番号	17	受理年月日	6 . 6 . 19
件名	消費税率5%以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める請願		
請願者		紹介議員	
横浜市神奈川区二ツ谷町1-11 神商連会館内 消費税廃止神奈川県各界連絡会 代表 三浦謙一 外18団体		井坂新哉 大山奈々子 木佐木忠晶	
【請願の趣旨】 消費税率を5%以下へ引き下げ、インボイス制度を速やかに廃止するよう求める意見書を国に提出すること。 【請願の理由】 コロナ禍に引き続き、物価高騰が地域経済に深刻な影響を及ぼしています。その中で能登半島地震が発生し、日本経済に打撃を与えています。今、政治に求められているのは、震災からの復興や中小業者・国民の生活・生業を守るために、税金の使い方を抜本的に転換することが必要です。世界では100を超える国・地域が景気対策として消費税（付加価値税）の減税に着手しています。世論調査でも景気対策として消費税減税を望む声が多数を占めています。日本でも緊急に消費税率の引き下げを行うべきです。 2023年10月から実施されたインボイス制度で免税事業者への不当な値引きや取引排除が広がっており、立場の弱い中小業者・フリーランスが苦境に追いやられています。フリーランスの団体が実施したアンケート調査では、「少ない売上から消費税を支払うのは負担が重すぎる」「（取引先から）『着服、ネコババし続けるのか』と誹謗中傷を受けている」など、悲痛な声が寄せられています。中小業者やフリーランスを廃業に追い込む、インボイス制度は廃止すべきです。 以上のことから神奈川県議会が政府に対し、地方自治法99条の規定により、消費税率を5%以下へ引き下げ、インボイス制度を速やかに廃止するよう求める意見書を国に提出することを請願します。			

總務局關係陳情

陳情番号	11	付議年月日	5 . 9 . 7
件名	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	横浜市旭区四季美台55-6 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める神奈川県民の会 代表 出井健三郎		
<陳情の要旨> ①庁舎内管理規則に定められている事項を厳守し、無許可での政党機関紙の営業・勧誘行為を禁止してください。また、住民の大切な個人情報と預かる執務室内に立ち入り、配達・集金が行われないようにしてください。 ②政党機関紙の購読は個人の自由であり、制限されるべきものではありませんが、庁舎内の政治的中立性への疑念を払拭するために、自主的に読みたい方は自宅を配達先とする旨を職員に通知するなど指導を徹底してください。 ③職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、その際に心理的な圧力を感じたという実態が本当でないのかどうかを、職員に寄り添って調査・確認してください。 <陳情理由> 近年、全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、地方議会20か所以上で、庁舎内における勧誘・配達・集金の自粛を求める陳情が採択されました。 各種メディアでもその実態が報告されていますが、しんぶん赤旗などの政党機関紙をこれほど多くの職員が購読している（又は、させられている）ことに驚かれています。特に、議員に勧誘され、「購読しなければならないというような圧力を感じた」と答えた職員の割合が、少ない自治体でも3割、多い自治体では8割にのぼっていることは、たいへん深刻な事態でしょう。これも自治体が調査して初めて明らかになったことであって、職員が自ら声をあげることがどれだけ勇気がいることなのか、想像に難くありません。 庁舎内において、議員による職員に対するパワハラ行為、セクハラ行為などは絶対に放置してはなりません。2020年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。また、地方議員によるハラスメント行為防止のために、新たに条例が制定されるなど、社会の一層厳しい目が向けられています。 全国の複数自治体において「心理的圧力を感じた」という深刻な実情が報じられていることから、神奈川県においても、政党機関紙の勧誘・配達・集金行為に関して心理的圧力を感じている職員がいないか現状把握に努めると共に、庁舎内管理規則に基づくルールを明確にしてください。とりわけ、庁舎内の政治的中立性に疑念をもたれぬよう、職員で自主的に読みたい方は自宅を配達先にするなど、住民の不安を解消してください。			

陳情番号	19	付議年月日	5 . 1 1 . 2 4
件 名	裁判所の機能の充実を関係行政機関に要望する意見書を求める陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
総務政策常任委員会	横浜市中区日本大通9番地 神奈川県弁護士会 会長 島 崎 友 樹		
第1 陳情の趣旨 神奈川県内のすべての県民が、公平な司法サービスを享受するために、必要な審理体制の採用並びに裁判官・裁判所職員の増員及び施設の整備を行い、裁判所の機能を充実することを要望する意見書を、貴議会より、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣に提出していただきたく、陳情いたします。 第2 陳情の理由 1 地方裁判所及び家庭裁判所は、地域や家庭における紛争等を解決するための重大な職責を担っており、事案の処理に適した審理体制の採用並びに人材及び施設の確保が不可欠です。加えて、国民に対する司法サービスの提供に当たっては、地域間で格差があってはならず、裁判を受ける権利が公平に保障されることが求められます。 しかしながら、民事事件や刑事事件において複数の裁判官で審理をする合議制及び労働事件を簡易迅速に解決する労働審判が導入されていない裁判所があることや、家事事件が増加、複雑化する中、身近に家庭裁判所が存在しないことから、居住地から離れた遠方の裁判所での手続きを行うことを余儀なくされるなど、特定の地域住民が負担を強いられている状況が一部に認められ、県内の裁判所での対応状況に差異が生じています。 2 本県においても、横浜地方裁判所相模原支部では、合議制・労働審判が採られておらず、複雑・専門的な事案について適正かつ迅速な裁判を受ける権利が侵害されていることや、藤沢簡易裁判所に家庭裁判所出張所が併設されていないことから、同裁判所管内の県民の裁判を受ける権利を実質的に阻害しており、早急な対応を求める声があります。 よって、貴議会より、陳情の趣旨記載の意見書を、関係行政機関に提出していただきたく、陳情いたします。 以上			

陳情番号	4 0	付議年月日	6 . 6 . 6
件 名	携帯電話・PHS 中継基地局の設置に関する条例の制定を求めることについての陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
総務政策常任委員会	※ 陳情者の個人情報については、神奈川県議会個人情報等取扱事務要綱第20条の規定により、削除しています。		
【陳情の趣旨】 私は組織的つきまとい犯罪（いわゆる集団ストーカー犯罪）及びテクノロジー犯罪の被害者です。この組織的つきまとい犯罪の被害を受けている被害者の多くはテクノロジー犯罪を受けています。テクノロジー犯罪により身体攻撃を受け電磁波を感じやすくされており電磁波過敏症にされました。多くの被害者が電磁波による被害を訴えております。携帯電話基地局からは電磁波が発生しておりますのでテクノロジー犯罪被害者以外の方にも健康被害の心配がございます。 2020年4月ベルギーの首都ブリュッセルでは5Gの実験、導入を禁止する措置が発表されました。ほかの欧州諸国でも追随する動きが出始めており、世界の国々が5Gを警戒しています。世界では問題視されている5Gですが日本はなぜか逆向しており5Gの携帯基地局が次々に設置されています。健康被害が起きてからでは遅いのです。 このことから次の3点を要望いたします。 【陳情内容】 (1) 携帯電話・PHS通信会社が基地局の設置・改造を行う際、基地局が発する電波の影響が及ぶ範囲の住民に対する説明会を開催し、事業計画が近隣住民の合意と理解のもとに進められるよう義務づける条例を制定してください。 (2) 新規設置の基地局に限らず、既存の基地局についても、県が事業者へ情報提供を求め、県内の基地局の設置状況の把握に努め、県民もその情報にアクセスできるようにしてください。 (3) 携帯基地局を設置した後も事業者へ周辺環境への影響や健康被害の調査を義務付けすること。			